



相談に来られた方へ

**あなたはひとりではありません
あなたは大切な人です**

この手引きは、初めて警察に相談された際に、まずお知らせしたい次のことをお伝えするために作成したものです。

- ① あなたへの支援
- ② 被害後の心理状態
- ③ 事件捜査のために
協力していただきたいこと
- ④ 捜査と裁判の流れ

① あなたへの支援

あなたの要望に応じた支援

- 捜査を担当する警察官とは別に、被害者の支援を担当する警察職員が、医療機関の手配や付添い、実況見分の立会い、心配事の相談や民間被害者援助団体等の紹介などを行います。

事件を担当する警察官からの情報の提供

- 捜査を担当する警察官が刑事手続や被害者の方のための制度、捜査状況、犯人の逮捕等の状況、関係する検察庁や裁判所等について連絡します。

パトロールの強化等

- 状況に応じて、重点的なパトロールを強化するなど、あなたの安全の確保に努めます。

医療費等の公費負担

- 医療機関を受診した際の初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、緊急避妊措置の費用、人工妊娠中絶費用等を公費で負担します。

カウンセリング等の公費負担

- 警察から依頼した民間の精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを行うほか、あなたが自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診察料、カウンセリング料を公費で負担します。

上記のほか、以下の機関でも支援を行っています。

民間支援団体による支援

- 都道府県公安委員会から指定を受けた民間の「犯罪被害者等早期援助団体」が、相談対応や各種申請の補助、検察庁、裁判所、医療機関等への付き添いなど、あなたに必要な支援を行っています。
(連絡先:)

ワンストップ支援センターによる支援

- あなたに寄り添い、必要な支援を一か所で行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が、電話や面接による相談、医師による診察や治療、臨床心理士等によるカウンセリング、警察、検察庁、裁判所等への付き添い等の支援を行っています。
(連絡先:)

② 被害後の心理状態

被害を受けた方は、身体だけでなく、精神的にも影響を受けることが多いため、次に挙げるようなことを感じる場合があります。

これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けたことにより誰にでも起こり得る反応です。

心身への影響の表れ方は、人によって様々です。

時間の経過や環境の変化によっても変わってきます。

自身について

自分が悪
かったと思い
込む

好きなことを
しても楽しく
なくなった

食欲がなく
なった

気分の浮き
沈みが激しく
なった

いつも不安
で落ち着か
ない

無気力に
なった

夜眠れない

集中力がな
くなった

自暴自棄に
なった

事件について

事件の時のことをはっきり
と覚えていない

記憶が
途切れる

事件が現実ではなく
他人事のように感じる

事件の夢を見る

たびたび事件のことを思い出し、
忘れようとしても頭から離れない

他人について

加害者に似た感じの人や他人に対
して恐怖を感じたり、怒りを感じる

誰も信用
できない

他人と関わり
たくない

誰も自分について理解
してくれないと感じる

人ごみが怖くて1人で
外出できない

③ 事件捜査のために協力していただきたいこと

1 警察への協力

医療機関の受診

- 怪我をされた場合や妊娠、性感染症のおそれがある場合には、すぐに医療機関で診察を受けてください。
- 性感染症は、自覚症状がないことが多く、自分自身でも感染しているかどうか分からないので、受診による早期発見・治療が大切です。
- 被害から72時間以内であれば、医師から処方される緊急避妊薬を服用することで、高い確率で妊娠を防ぐことができます。妊娠を避けるため、被害後できるだけ早く受診することが大切です。

証拠品の提出

- 犯人につながる証拠は、あなたの身体や衣類に残されていることが多いことから、医師や警察官が、あなたの身体から犯人につながる毛髪、体液、尿等の証拠を採取させていただくことがあります。
- また被害時に着ていた服や所持品等を証拠品として提出していただくことがあります（必要がなくなればお返しします）。

事情聴取や書類作成

- 担当の警察官が、被害の状況や犯人の様子等について、詳しく事情をお聞きします。言いたくない、思い出したくないこともあるかと思いますが、事件を解明するために、必要があって尋ねさせていただきますのでご理解ください。お聞きした内容に基づき、必要な書類を作成します。

実況見分等への立会い

- 警察官が被害の現場や被害の状況について確認するため、あなたに立会いをお願いすることがあります。

2 検察庁への協力

事情聴取、供述調書の作成

- 検察官が、あなたから事情をうかがうことがあります。

3 裁判所への協力

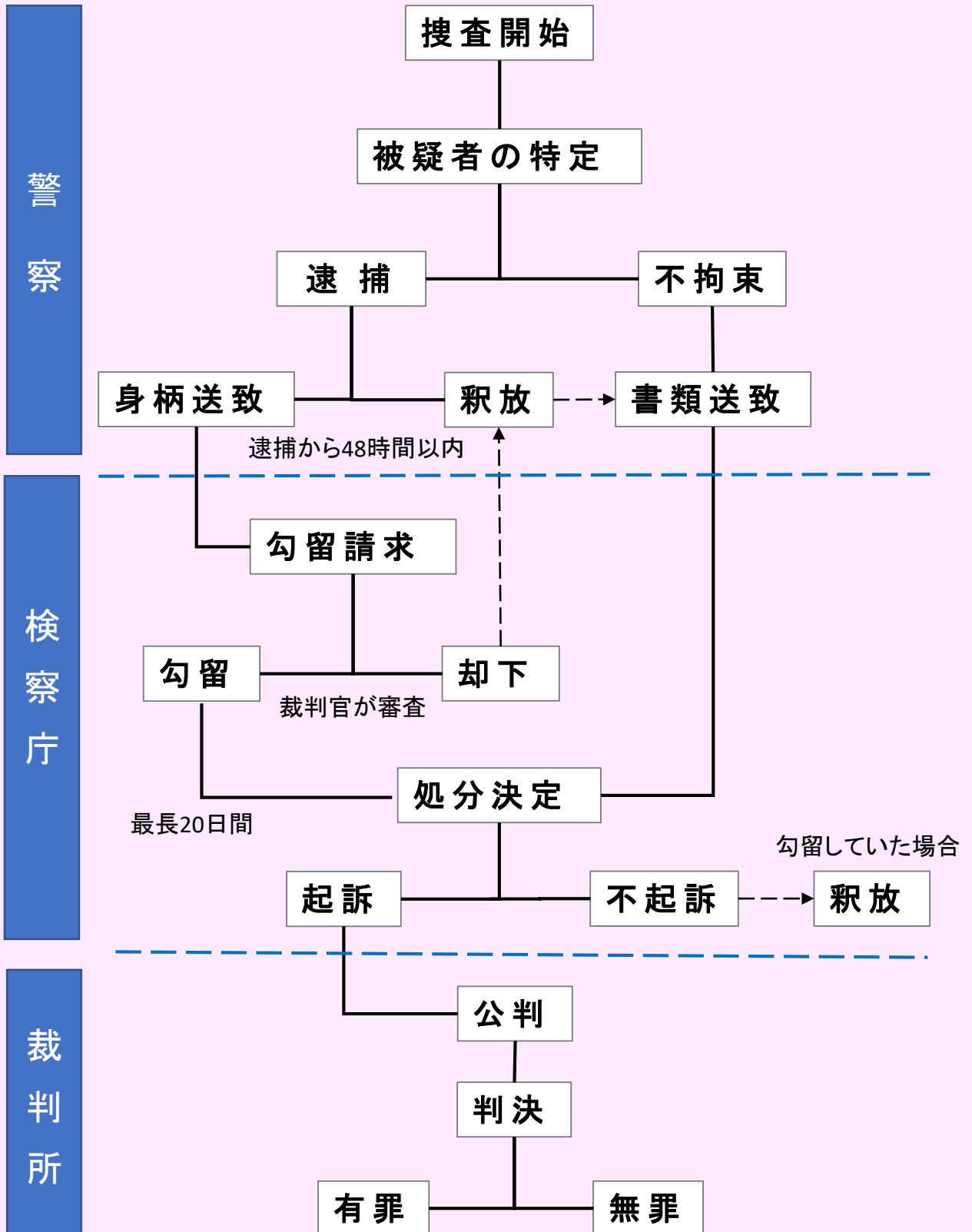
裁判所への出廷、証言

- あなたには、犯罪の立証のため公判で証言をしていただくことがあります。被告や傍聴席との間についたてを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言する等の措置が認められることがあります。

早急に必要なこと

後日でも可能なこと

④ 捜査と裁判の流れ



※ 捜査や裁判の過程で、負担を感じることや不安なこと等があれば、担当者等に遠慮なく相談してください。

性犯罪被害相談電話～#8103(ハートさん)～

- ・「#8103」にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害者相談電話につながります。
- ・ 土日、祝日及び執務時間外は、当直や音声案内等に対応しています。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」